



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

2010年12月20日

「LT会」会報第10-19号（総77号）

中国“十二五”期間中に大幅減税か —中低所得者層の負担軽減と企業減税が中心—

上海良図商務諮詢有限公司

2010年も残り10日間となりました。この1年間のお客様の温かい御支援とご協力に、社員一同心より感謝を申し上げます。来年も引き続きよろしくお願い申し上げます。

2009年中国は増値税制度を生産型から消費型へと改革した、つまり設備投資の増値税を仕入増値税とし、販売に支払う増値税に充当できるようになった。この税制改革により企業全体で年間約1700億元（約2兆2千億円相当）の減税効果があった。

2011年は中国第十二期五カ年計画（以下“十二五”と略称）スタートの年度であり、この五カ年に中国は1994年以来の大幅な税制改革を策定している模様。現段階ではそれぞれの具体的な税率や細則等を制定するまでには至っておらず、どの程度の減税が実現されるのかまでは計算するのは難しいが、“十二五”の減税幅は2008年金融危機の際に中国政府が取った措置による5,000億元の減税額の規模に達するだろうと予測されている。

この税制改革ではまず、税の種類を現状17種類から10種類に圧縮する大幅な税金簡素化を図る。同時に個人所得税も大幅な見直しを実施する模様。以下“十二五”税制改革の骨子(予想)を略述する。

個人所得税

先ず、個人所得税の改革については、早ければ来年度にも動きがあるとみられている。

ある税務官僚の話では、中国政府は既に昨年から“十二五”税制改革に向けて何度も調査研究を行ってきたという。所得再分配の問題にせよ、税制改革にせよ、重点はいずれも中低所得者層の個人所得税減税と、重複徴税により産業の発展に悪影響を及ぼす企業税制の抜本的な改革の二点にある。国の財政部と国税総局では早くから総合税制への移行を検討してきたが、総合税制となると法律の改正から各部・委員会等との調整等まで必要なため、短期間に実施することが難しかった。しかし、中低所得者層への減税の必要が差し迫っている状況に鑑み、2011年にも財政部と国税総局から個人所得税に関する改正案が出される見通しだ。

中国の個人所得税は現在9段階の累進課税を採っているが、来年度の減税案では、課税累進段階を簡素化し、累進段階の幅を調整することになりそうだ。現行税制では、500元を第一段階とし、給与所得から2,000元を控除した後の所得に対し税率5%、第二段階は2,000元に対し10%の税率、5,000円で15%、20,000円で20%となっている。改正後には、2,000元を第一段階とし、5%の税率を適用する。その次の段階は20,000元に対し10%とし、ほとんどの中低所得者が第一段階と第二段階にあてはまることになるだろう。



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

また、個人所得税減税改革という、一般的には最低課税額の引き上げを考えるが、その効果は実際あまり明らかではなく、却って納税人口を減少させるだけである。累進課税段階の調整によって、全国の給与所得者層に対して数百億元規模の減税となるだろうという。更に、財政部と国税総局では、世帯あたりの扶養人口に基づいた扶養計数を算出し、最終的な納税額を決定することを中長期目標として視野に入れて研究を急いでいる。

低所得者層への減税措置の一方で、政府は高所得者層への課税強化についても、調整措置を制定するよう税務部門に要求している。だが、中国の最高税率は 45%で、現在ですでに世界水準で高い方に属しており、一部の富裕層は所得を香港やシンガポール等に移して、中国の高税率を回避しようとしている。これを更に引き上げると、却って節税や脱税を招く結果になる恐れがある。それよりは、最高税率を 30%程度に引き下げ、富裕層が合法的な納税を受入れやすくするほうが結果的には税収アップにつながるのではという見方もあるという。上海ではすでに去年から金融高級管理職に対する最高税率を 25%に引き下げる措置を試験的に開始している。

法人税

企業にとって、最大の税項目である増値税の優遇幅は、最も気になるところである。今回の税制改革では、営業税に替わって増値税一本に統一され、工業、商業、サービス業のすべてをカバーする税項目となり、同時に営業税は廃止される見込みだ。特にサービス産業の企業にとっては、営業税と増値税の二重課税の負担から解放されることになりそうだ。現行営業税の課税対象はサービス業、不動産及び無形資産だが、これらの業界にも増値税が適用されることになれば、工場建物等の不動産も控除対象となり、非常に実質的な減税措置となるだろう。金融、信託、保険、物流、運輸業等の業界もこの恩恵にあずかることになるだろう。増値税への一本化と同時に、増値税税率も下げられることが予測される。

更に、これとは別に消費税の分野でも化粧品や金銀宝飾品の一部等の商品又はサービスが課税対象からはずされることになりそうだ。国民生活水準の向上によって、贅沢品の範疇も変わっていくのは当然の流れといえよう。

国税総局の発表によると、個人所得税全体に占める給与所得者層の割合は三分の二を占めており、彼らの、特に中低所得者層に対する税負担軽減が最も強く叫ばれている。地方税務部門の関係者によると、現行税制では、給与所得者に対する課税前控除が少なすぎ、交通費手当などまでが課税対象となっており、家計支出のことはほとんど考慮に入られていない。給料が 2,000 元を越えたら即課税されるが、都会ではこの金額で生活していくのは難しい。実際、ホワイトカラーで 7,000 元の給料ならかなりいい方だろうが、恐らく毎月 2,000 元のローンを返済し、625 元の所得税を払った残りの 4,375 元で、子供の教育費を含むすべての日常生活の支出をやりくりするなら、毎月いくらの貯金もできないだろう。

一方、企業法人税の負担も、徴税管理水準の厳格化にともない、不合理税制の弊害も突出し始めており、産業の健全な発展に悪影響を及ぼしかねない。現行の営業税による重複課税は多くのサービス業の専門化を阻害しており、増値税税率は高く、不動産資産は控除されない等、正直に納税している企業の意欲を削ぐ要因になっている。



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

だが、これらの減税措置法案が、すべて速やかに実現するとは限らない。これまでの五ヵ年計画のたびに、多くの計画が検討されたが、最終的に日の目をみなかったものも少なくない。大方の学者や専門家は、減税措置イコール税収の減少とは考えていない。中国の税収全体は、今後も引き続き増大することは、経済の発展と関係しており、構造的な調整とも関連している。減税と同時に、高額所得者に対する課税を強化し、固定資産税や環境税、資源税等といった税目の導入、強化も必要である。だが、固定資産税については、せっかくの減税措置が無駄にならないような程度にすることが肝心である。

(情報源：経済観察新聞・中国網)